

江東区立香取小学校 PTA 会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は香取小学校 PTA と称する

第 2 条 本会は所在地を香取小学校に置く

江東区亀戸 4-26-22 03(3684)4306

江東区立香取小学校

第 3 条 設立日 昭和43年4月 1 日

第 2 章 目的および活動

第 4 条 本会は保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福とその円満な成長を図り、教育の向上を期することを目的とする

第 5 条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする

1. 保護者と教師相互の、なごやかで民主的なつながりをつくりあげるための活動
2. 保護者と教師の文化的教養を高めるために必要な活動
3. 児童の健全な心身の発達を助け、その福祉を増進するために必要な活動
4. 学校教育をめぐる諸問題への認識や、理解を深めるために必要な活動
5. よい教育環境をつくりあげるために必要な活動
6. その他、この会の目的達成に必要な活動

第 3 章 方 針

第 6 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する

1. 児童の教育、ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する
2. 特定の政治や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行動はとらない
3. 本会または本会の役員の名で、選挙の候補者を推薦しない
4. 学校の人事その他管理には干渉しない

第 4 章 会 員

第 7 条 本会の会員は、香取小学校 PTA 活動に賛同する次の者とする

1. 香取小学校に在籍する児童の保護者
2. 香取小学校の校長および教職員

第 8 条 会員は義務と権利を有する

第 5 章 会 計

第 9 条 本会の活動に要する経費は、会費・寄附金・その他の収入によって支弁する

第 10 条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる

第 11 条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない

第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる

第 13 条 本会の会費は在籍児童 1 世帯につき年額 4000 円、教職員は 1 名につき年額 2000 円とする (PTA 保険料を含む)

第 6 章 役員および活動団体

第 14 条 本会に下記の役員を置く 役員は会員より選出する

会 長	1 名	本会を総括し、総会、役員会、実行委員会を招集する
名誉会長	1 名 (校長)	本校で退職した校長に限り、終身名誉相談役とする
副 会 長	若干名 (内 1 名は副校長)	会長を補佐し、会長不在の際にはその職務を代行する
書 記	若干名 (内 1 名ないし 2 名は教員)	会務の記録をとり、保管する
会 計	若干名 (3 名以上、内 1 名は教員)	会計に関する事務を掌る
会計監査	若干名 (2 名以上)	その年度の会計事務を監査する
庶 務	若干名	

会長は PTA 連絡会にはかり、顧問・相談役を置くことができる

第 14 条 本会に下記の活動団体を置く

1. 各活動団体
2. 部活動

第 15 条 役員は下記の方法で選出する

1. 会長・副会長・会計監査は総会で選出する
2. 会計・書記は会長が選任する

第 16 条 役員の任期は 1 カ年とする 但し再任は妨げない

第 7 章 会 議

第 17 条 会議は総会、役員会、PTA 連絡会とする

1. 総会

総会は年 1 回年度初めに招集し、必要のあるときは臨時総会を開く

総会は、決算、予算の審議、承認、役員承認、その他重要事項を審議する

構成員の現在数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない

ただし、委任を認める

総会の議事は、出席者の過半数で決定する

2. 役員会・PTA 総会

役員会は役員によって組織し、必要に応じて開き、本会の活動の総括的運営にあたる

PTA 連絡会は、役員及び各活動団体の代表者と PTA 会員によって組織し、各活動団体において立案された各種の事業計画、総会提出の諸案、役員会から提出された緊急事項、その他必要な事項を審議・決定する

なお、役員会・PTA 連絡会は必要に応じて開く事ができる

第 18 条 会議はすべて会長が招集する

第 8 章 活動団体

第 19 条 本会の目的達成のため、次の活動団体を置く

1. 運営活動

すべての会員が一層よい保護者、よい教師となるよう自ら努め、互いに磨きあうとともに、会員相互の親睦をはかる

地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を与える

2. 児童の安全に関する活動
児童の校外生活における健全育成に努めるこのため近隣の小中学 PTA および
同じ目的を持つ他の団体、または機関と連絡しあう
児童の安全な通学、地域防犯について、保護者・学校・地域とで相互に協力する
3. 広報活動
本会の主旨を会員に理解させることに努める
情報の伝達、意見の交換に努める
4. 体育的活動
スポーツを通して会員の健康増進と、会員相互の親睦をさらに深める
5. 文化的活動
文化的活動を通して会員の知識の向上と、会員相互の親睦をさらに深める

第9章

附則

第20条

本会則は昭和43年4月1日より実施する

昭和50年6月	会則の一部改訂	平成14年5月	会則の一部改訂
昭和55年5月	会則の一部改訂	平成16年5月	会則の一部改訂
昭和57年5月	会則の一部改訂	平成17年5月	会則の一部改訂
昭和60年5月	会則の一部改訂	令和4年5月	会則の一部改訂
昭和62年4月	会則の一部改訂	令和5年5月	会則の一部改訂
平成3年2月	会則の一部改訂	令和6年5月	会則の一部改訂
平成5年5月	会則の一部改訂		
平成6年5月	会則の一部改訂		

第10章

細則

第21条

本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて PTA 連絡会の議決を経て定める
PTA 連絡会は細則を制定、または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない

第11章

改正

第22条

本会則は総会において改正することができる

第23条

本会則は昭和43年4月1日より効力を発生する

第12章

活動の休止・再開

第24条

本会は会員による運営実行者が不在となる場合には、活動の一部を休止する

『 細 則 』

第 1 章 役員

第 1 条 役員選出会は次の通り行われる

1. 各活動団体代表、役員代表・教員代表で役員選出会を構成する
2. 選出会員の互選で議長を選出して、議長が選出会の司会をする
3. 選出会は三月中に役員を推薦する

第 2 章 活動委員の選出

第 2 条 各活動団体の構成員は、毎年度立候補により選出する

第 3 条 各活動団体は、団体の代表者を若干名選出する

第 3 章 会の入退会

第 4 条 本会は保護者、教職員からの申出により入会する

第 5 条 本会は会員からの申出により退会することが出来る

第 4 章 会費の返還

第 6 条 PTA 会員が年度途中で転校により、本会から退会する場合にのみ、退会翌月からの既払い会費を返金する

返金は月額 300 円とし、指定口座への振込みとする（振込手数料は会員負担）